

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「別記様式第14条の2の3の申請書」を「別記様式第14の2の3の各運転免許申請書」に、「別記様式第14の2の4の申請書」を「別記様式第14の2の4の技能検査申請書」に、「申込書」を「再試験受験申込書」に改め、同項第4号中「第30条の9第1項に規定する」の次に「免許の取消申請に係る別記様式第14の2の11の」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 法第91条の2第1項に規定する免許の限定条件付与等の申請に係る別記様式第14の2の12の運転免許条件申請書

第18条の3第1項中「第101条の4第3項第1号」を「第101条の4第5項第1号」に改め、同条第2項中「第101条の4第3項第2号」を「第101条の4第5項第2号及び第3号」に、「同号」を「これらの規定」に改める。

第19条第2項中「第33条の6第1項第1号ロ」を「第33条の5の3第1項第1号ハ」に、「同条第3項第1号ロ」を「同条第4項第1号ハ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項及び第10項に規定する教習の課程の指定の申請は、運転免許課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

第21条の見出し中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同条第1項中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に、「申請書」を「認定申請書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）第1条第3号に規定する課程の認定の申請については、別記様式第14の4の認定申請書及び別記様式第14の4の2の指定申請書を提出しなければならない。

第21条第2項に次のただし書を加える。

ただし、認定教育規則第1条第3号に規定する課程については、別記様式第14の5の認定書及び別記様式第14の5の2の指定書を交付するものとする。

第21条の2中「運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「取得者教育認定規則」という。）第7条第1項及び第2項」を「認定教育規則第7条第1項及び第3項」に改める。

第21条の3中「取消通知書」を「認定取消通知書」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、認定教育規則第1条第3号に規定する課程については、別記様式第14の7の認定取消通知書及び別記様式第14の7の2の指定取消通知書を交付するものとする。

第21条の4を次のように改める。

（運転免許取得者等検査の認定申請等の手続）

第21条の4 法第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査を行う者の認定の申請は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める申請書を、自動車教習所設置者等にあつては運転免許課長を経由し、自動車教習所設置者等以外の者にあつては交通総務課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第1条第1号に規定する検査の方法に係る申請 別記様式第14の7の3の指定申請書及び別記様式第14の7の4の認定申請書

(2) 認定検査規則第1条第2号に規定する検査の方法に係る申請 別記様式第14の7の5の指定申請書及び別記様式第14の7の4の認定申請書

2 前項の申請に基づき、法第108条の32の3第1項各号に適合している旨の認定をしたときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める指定書及び認定書を交付するものとする。

(1) 認定検査規則第1条第1号に規定する検査の方法に係る認定 別記様式第14の7の6の指定書及び別記様式第14の7の7の認定書

(2) 認定検査規則第1条第2号に規定する検査の方法に係る認定 別記様式第14の7の8の指定書及び別記様式第14の7の7の認定書

第21条の4の次に次の3条を加える。

（変更の届出）

第21条の5 認定検査規則第8条第1項及び第3項の変更の届出は、別記様式第14の7の9の

変更届出書を、自動車教習所設置者等にあつては運転免許課長を経由し、自動車教習所設置者等以外の者にあつては交通総務課長を経由して公安委員会にそれぞれ提出しなければならない。

(認定の取消通知)

第21条の6 法第108条の32の3第2項の規定により認定を取り消すときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める通知書を交付するものとする。

- (1) 認定検査規則第1条第1号に規定する検査の方法に係る認定の取消し 別記様式第14の7の10の指定取消通知書及び別記様式第14の7の11の認定取消通知書
- (2) 認定検査規則第1条第2号に規定する検査の方法に係る認定の取消し 別記様式第14の7の12の指定取消通知書及び別記様式第14の7の11の認定取消通知書

(電磁的記録媒体による手続)

第21条の7 認定教育規則第13条又は認定検査規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 提出する電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するものであつて、埼玉県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。
- (2) 一つの電磁的記録媒体に、複数のファイルを記録することができるものとする。
- (3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。
- (4) 提出する電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

第25条の見出しを「(臨時適性検査の通知等に係る書面)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第102条第6項に規定する臨時適性検査の通知は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める通知書により行うものとする。

- (1) 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査を実施する場合 別記様式第17の通知書
- (2) 法第102条第4項(次号に該当する場合を除く。)及び第5項に規定する臨時適性検査を実施する場合 別記様式第17の2の通知書

(3) 法第102条第4項に規定する臨時適性検査のうち認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査を実施する場合 別記様式第17の2の2の通知書

第25条第2項中「を命ずる場合」を「の命令」に改める。

第25条の2を次のように改める。

(適性検査受験命令等に係る書面)

第25条の2 法第90条第8項及び法第103条第6項に基づく適性検査の受検命令は、別記様式第18の2の命令書により行うものとする。

2 法第90条第8項、法第102条第4項（次項に該当するものを除く。）及び法第103条第6項に基づく医師の診断書の提出命令は、別記様式第18の3の命令書により行うものとする。

3 法第102条第4項に基づく医師の診断書の提出命令のうち認知症のおそれがある者に対する診断書の提出命令は、別記様式第18の3の2の命令書により行うものとする。

第25条の4の見出し中「認知機能検査」を「検査」に改める。

第26条第15項を削り、同条第14項後段を削り、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けようとする者は、別記様式第25の6の2の申請書を指定講習機関に提出するとともに、公安委員会から講習通知を受けているときは、別記様式第25の6の3の納入書を当該指定講習機関を経由して公安委員会に提出しなければならない。

第28条中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改める。

別記様式第14の2の10の次に次の2様式を加える。

<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">第</td> <td style="width: 50px; text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">取扱所属</td> </tr> </table>		第	号	取扱所属		写 真
第	号					
取扱所属						
<h2 style="margin: 0;">運 転 免 許 証 取 消 申 請 書</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿</p>						
ふりがな		大・昭・平				
氏 名	生年月日	年 月 日				
免 許 証 の 写 し						
取消しを申請する免許の種類		申 請 理 由				
※ 受けたい他の免許の種類						

交 付 手 数 料 貼 付 欄

証 紙	証 紙	証 紙	証 紙	証 紙
-----	-----	-----	-----	-----

- (注) 1 太枠の氏名及び生年月日欄は、楷書で明瞭に記載すること。
- 2 ※印の欄には、受けたい他の免許の種類がある場合に、その他の種類を記載すること。
- 3 手数料欄には、埼玉県収入証紙を貼付すること。

取扱所属	
------	--

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

<p>運転免許条件申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p>	
--	--

ふりがな			大・昭・平	
氏名		生年月日		年 月 日

免 許 証 の 写 し		
----------------------------	--	--

付与を受けようとする条件 (該当する番号に○をつける)	1 サポートカー限定	2 その他 ()
--------------------------------	------------	-----------

変更を受けようとする条件 (該当する番号に○をつける)	1 サポートカー限定	2 その他 ()
--------------------------------	------------	-----------

担当者名	
------	--

限定解除審査結果	
----------	--

手 数 料 貼 付 欄

- (注) 1 免許証の写し欄には現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14の4を次のように改める。

別記様式第14の4（第21条関係）

運転免許取得者等教育認定申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

道路交通法第108条の32の2の規定により運転免許取得者等教育として申請をします。

申請者の氏名又は名称及び住所

		(ふりがな)	
		運転免許取得者等教育に使用する 施設の名称	
		運転免許取得者等教育に使用する 施設の所在地	
		運転免許取得者等教育の課程の区分	
		運転免許取得者等教育の課程の名称	
設			(ふりがな)
			氏名又は名称
			住 所
個人	本籍・国籍等		
	生 年 月 日		
置 者	法人 にあつては その他の 役員	代 表 者	(ふりがな)
			氏 名
			住 所
			本籍・国籍等
			生年月日
	その 他の 役員		(ふりがな)
			氏 名
			住 所
			本籍・国籍等
			生年月日

設 置 者	法 人 に あ っ て は そ の 他 の 役 員	(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所		
	本籍・国籍等		
	生年月日	年 月 日生	
	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所		
	本籍・国籍等		
	生年月日	年 月 日生	
管 理 者	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所		
	本籍・国籍等		
	生年月日	年 月 日生	

- (注)
- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載する。
 - 3 設置者が個人の場合には個人の欄に、法人の場合には法人の欄にそれぞれ記載すること。
 - 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14の4の次に次の1様式を加える。

指 定 申 請 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けた
いので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- (注) 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14の5を次のように改める。

第 号

運転免許取得者等教育認定書

運転免許取得者等
教育施設の名称

施設の所在地

運転免許取得者等
教育施設代表者

運転免許取得者等
教育課程の名称

道路交通法第108条の32の2の規定により運転免許取得者等教育
施設として認定します。

年 月 日

埼玉県公安委員会

別記様式第14の5の次に次の1様式を加える。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14の6及び別記様式第14の7を次のように改める。

別記様式第14の6（第21条の2関係）

<p style="font-size: 1.2em;">運転免許取得者等教育認定事項変更届出書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p> <p style="margin-top: 20px;">道路交通法第108条の32の2の規定による運転免許取得者等教育の認定事項を変更します。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">施設の名称</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">代表者氏名</p>												
変更事項	代表者の氏名 ・ 施設の名称 ・ 課程の名称 ・ その他（ ）											
変更理由												
変更内容 (第5条第1項)	変更後の代表者氏名											
	変更後の施設の名称											
	変更後の課程の名称											
変更内容 (第5条第2項)	コース等	総敷地面積		新		m ²		旧		m ²		
		コース敷地面積		新		m ²		旧		m ²		
		コース面積		新		m ²		旧		m ²		
		建物・その他敷地面積		新		m ²		旧		m ²		
	車両の増減	自動車の種類	名称		車台番号		登録番号		所有者			
		変更後の車両総数	大型	中型	準中型	普通	二輪	大型		大特		原付
						輪	普通		けん引			
	教育計画の変更											

第 号

運転免許取得者等教育認定取消通知書

運転免許取得者等
教育施設の名称

施設の所在地

運転免許取得者等
教育施設代表者

道路交通法第108条の32の2第5項の規定により運転免許取得者等
教育施設としての認定を取り消します。

年 月 日

埼玉県公安委員会

別記様式第14の7の次に次の11様式を加える。

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規程による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

指 定 申 請 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- (注) 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

<p>運転免許取得者等検査認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p> <p>道路交通法第108条の32の3の規定により運転免許取得者等検査として申請をします。</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称及び住所</p>				
		(ふりがな)		
		運転免許取得者等検査に使用する 施設の名称		
		運転免許取得者等検査に使用する 施設の所在地		
		運転免許取得者等検査の方法の区分		
		運転免許取得者等検査の方法の名称		
設 置 者	(ふりがな)			
	氏名又は名称			
	住 所			
	個人	本籍・国籍等		
		生 年 月 日		
	法人 にあつては その他の 役員	代 表 者	(ふりがな)	
			氏 名	
			住 所	
			本籍・国籍等	
			生年月日	年 月 日生
そ の 他 の 役 員		(ふりがな)		
		氏 名		
		住 所		
		本籍・国籍等		
		生年月日	年 月 日生	

設 置 者	法 人 に あ っ て は そ の 他 の 役 員	(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
		(ふりがな)	
		氏 名	
		住 所	
		本籍・国籍等	
		生年月日	年 月 日生
管 理 者	(ふりがな)		
	氏 名		
	住 所		
	本籍・国籍等		
	生年月日	年 月 日生	

- (注)
- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載する。
 - 3 設置者が個人の場合には個人の欄に、法人の場合には法人の欄にそれぞれ記載すること。
 - 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

指 定 申 請 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- (注) 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定により、同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

運転免許取得者等検査認定書

運転免許取得者等
検査施設の名称

施設の所在地

運転免許取得者等
検査施設代表者

運転免許取得者等
検査方法の名称

道路交通法第108条の32の3の規定により運転免許取得者等検査
施設として認定します。

年 月 日

埼玉県公安委員会

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業企画A列4番とする。

別記様式第14の7の9（第21条の5関係）

<p>運転免許取得者等検査認定事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p> <p>道路交通法第108条の32の3の規定による運転免許取得者等検査の認定事項を変更します。</p> <p style="text-align: center;">施設の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p>											
変更事項	代表者の氏名 ・ 施設の名称 ・ 方法の名称 ・ その他（ ）										
変更理由											
変更内容 (第6条第1項)	変更後の代表者氏名										
	変更後の施設の名称										
	変更後の方法の名称										
変更内容 (第6条第2項)	コース等	総敷地面積		新	m ²		旧	m ²			
		コース敷地面積		新	m ²		旧	m ²			
		コース面積		新	m ²		旧	m ²			
		建物・その他敷地面積		新	m ²		旧	m ²			
	車両の増減	自動車の種類	名称		車台番号		登録番号		所有者		
	変更後の車両総数	大型	中型	準中型	普通	二輪	大型		大特		原付
							輪	普通		けん引	
	検査計画の変更										

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規程による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

運転免許取得者等検査認定取消通知書

運転免許取得者等
検査施設の名称

施設の所在地

運転免許取得者等
検査施設代表者

運転免許取得者等
検査方法の名称

道路交通法第108条の32の3第2項の規定により運転免許取得者等
検査施設としての認定を取り消します。

年 月 日

埼玉県公安委員会

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規程による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第17及び別記様式第17の2を次のように改める。

住所

年 月 日

殿

さい たま けん こう あん い いん かい
埼玉県公安委員会 印

りん じ てき せい けん さ つう ち しょ
臨時適性検査通知書

あなたは、^{にんちきのうけんさとう}認知機能検査等の結果、^{けっか}「^{にんちしょう}認知症のおそれがある」との判定を受け
たことから、^{どうろこうつうほうだい}道路交通法第102条第 ^{じょうだい} 項による^{りんじてきせいけんさ}臨時適性検査（^{にんちしょう}認知症の^{せんもんい}専門医
による^{しんだん}診断）を受けていただくことになりましたので、^{つうち}通知します。

この通知を受け、^{やむ}やむを得ない理由なく^{りんじてきせいけんさ}臨時適性検査を受けない場合は、

^{きよ}拒 ^ひ否
^{うんでんめんきよ}運転免許の ^ほ保 ^{りゆう}留 ^{しよぶん}の処分を受けることとなりますので、^{ごちゅうい}御注意ください。
^{とり}取 ^{けし}消
^{こうりよく}効力の ^{ていし}停止

<p>^{てきせいけんさ}適性検査を行う理由とな った ^{にんちきのうけんさとう}認知機能検査等の 結果 ^{けっか}</p>	
<p>^{てきせいけんさ}適性検査の ^{きじつ}期日</p>	
<p>^{てきせいけんさ}適性検査の ^{ばしょ}場所</p>	
<p>^び備 ^{こう}考</p>	

(注) この通知について、不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

整理番号

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会 印

臨時適性検査通知書

道路交通法第102条第 項の規定により、あなたの臨時適性検査を次により実施するので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法により運転免許（仮運転免許を含む。）の取消し（拒否）又は効力の停止（保留）の処分を受けることがあります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う日時	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

(注) やむを得ない理由がないにも関わらず、適性検査を受けない場合は、免許の効力が停止されることとなります。

また、当該停止の期間内に重ねて適性検査を受けない場合は、免許が取消されます。
適性検査を受けない場合は、必ず上記連絡先まで連絡してください。

別記様式第17の2の次に次の1様式を加える。

住所

年 月 日

殿

さいたまけんこうあんいんかい
埼玉県公安委員会 印

りんじてきせいけんさつうちしょ
臨時適性検査通知書

あなたは、^{にんちしょう}認知症のおそれ（^{うたが}疑い）があることから、^{どうろくこうつうほうだい}道路交通法第102条
^{だい}第4項の規定による^{りんじてきせいけんさ}臨時適性検査（^{にんちしょう}認知症の^{せんもんい}専門医による^{しんだん}診断）を受けていただく
ことになりましたので、^{つうち}通知します。

この通知を受け、^{つうち}やむを得ない理由なく^{りんじてきせいけんさ}臨時適性検査を受けない場合は、

^{きよ}拒 ^ひ否
^{うんでんめんきよ}運転免許の ^ほ保 ^{りゆう}留 ^{しよぶん}の処分を受けることとなりますので、^{ごちゆうい}御注意ください。
^{とり}取 ^{けし}消
^{こうりよく}効力の ^{ていし}停止

<p>^{てきせいけんさ}適性検査 ^{おこな}を行う理由</p>	
<p>^{てきせいけんさ}適性検査 ^{きじつ}の期日</p>	
<p>^{てきせいけんさ}適性検査 ^{ばしょ}の場所</p>	
<p>^び備 ^{こう}考</p>	

(注) この通知について、^{ふめい}不明な点がある場合には、^{かき}下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

別記様式第17の3から別記様式第18の3までを次のように改める。

住所

年 月 日

殿

さいたまけんこうあんいんかい
埼玉県公安委員会 印

しんだんしょていしゅつめいれいしょ
診断書提出命令書

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、
認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定によ
り、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす
医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であ
って、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関す
る当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

- が拒否される
- 運転免許が保留される こととなりますので、御注意ください。
- が取り消される
- の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ
医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと
認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない
場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出
命令を行うこととなりますので、御注意ください。

<p>しんだんしょていしゅつめいりゆう 診断書の提出を命ずる理由 となった認知機能検査等の 結果</p>	
<p>しんだんしょていしゅつぎげん 診断書の提出期限</p>	
<p>しんだんしょていしゅつつき 診断書の提出先</p>	
<p>び備 考</p>	

(注) この通知について、不明な点がある場合には、「診断書の提出先」までお問
い合わせください。

別記様式第18（第25条関係）

第 号 年 月 日	
臨時適性検査通知書	
殿	
埼玉県公安委員会 印	
道路交通法第107条の4第1項の規定により、あなたの臨時適性検査を次により実施するので通知します。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う日時	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
連 絡 先	

(注) やむを得ない理由なく、適性検査を受けない場合は、免許の効力が停止されることとなります。

また、当該停止の期間内に重ねて適性検査を受けない場合は、免許が取消されます。適性検査を受けない場合は、必ず上記連絡先まで連絡してください。

適性検査受検命令書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会



第90条第8項
道路交通法 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。
第103条第6項

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の拒否又は保留の処分
取消し又は効力の停止
を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う日時	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
連 絡 先	

(注) やむを得ない理由なく、適性検査を受けない場合は、免許の効力が停止されることとなります。

また、当該停止の期間内に重ねて適性検査を受けない場合は、免許が取消されます。
適性検査を受けない場合は、必ず上記連絡先まで連絡してください。

別記様式第18の3（第25条の2関係）

整理番号

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

第90条第8項 第18条の4第2項
道路交通法 第102条第4項 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則 第29条の3第4項 に
歳103条第6項 第29条の5第2項

規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して診断書を提出しない場合は、運転免許の 拒否又は保留 の
取消し又は効力の停止

処分を受けることとなります。

診 断 書 の 提 出 を 命 ず る 理 由	
診 断 書 の 提 出 期 限	年 月 日
診 断 書 の 提 出 先	
備 考	

(注) やむを得ない理由なく、通知された期日までに医師の診断書を提出しない場合は、免許の効力が停止されることとなります。

また、当該停止の期間内に重ねて医師の診断書を提出しない場合は、免許が取消されます。

通知された期日までに医師の診断書を提出できない場合は、必ず、上記「診断書の提出先」まで連絡してください。

別記様式第18の3の次に次の1様式を加える。

住所

年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

診断書提出命令書

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
が拒否される
運転免許が保留される こととなりますので、御注意ください。
が取り消される
の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

Table with 2 columns and 4 rows. Row 1: 診断書の提出を命ずる結果. Row 2: 診断書の提出期限. Row 3: 診断書の提出先. Row 4: 備考

(注) この通知について、不明な点がある場合には、「診断書の提出先」までお問い合わせください。

別記様式第18の5を次のように改める。

検査受検申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

年 月 日生

道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する検査を受けたいので申請します。

検 査			
手 数 料		(埼玉県収入証紙貼付け欄)	
備 考			

別記様式第25の6の次に次の2様式を加える。

別記様式第25の6の2（第26条関係）

※ 講習年月日	年 月 日	※通知公安委員会	公安委員会
※ 講習場所		※ 通知 番号	第 号
<p>講 習 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住 所</p> <p>申請者</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けたいので申請 します。</p>			
講習通知書 受領年月日		年 月 日	
特例取得免許			
運 転 免 許 証	本籍・国籍 等		
	免許証番号	第	号
	交付	年 月 日—	公安委員会

別記様式第25の6の3（第26条関係）

若年運転者講習通知手数料納入書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

納入者

氏 名

年 月 日生

道路交通法第112条第1項第13号の規定により、若年運転者講習通知手数料を納入します。

講習年月日	年 月 日	講習場所	
若年運転者			
講習通知	(埼玉県収入証紙貼付け欄)		
手 数 料			

別記様式25の7を次のように改める。

別記様式第25の7（第26条関係）

講 習 申 請 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所
申請者 氏 名

年 月 日生

道路交通法第108条の2第2項に規定する講習を受けたいので申請します。

講習種別	手 数 料		
<input type="checkbox"/> 特定任意講習			
<input type="checkbox"/> 特定任意高齢者講習	(埼玉県収入証紙貼付け欄)		
備 考			

別記様式第25の8を削る。

別記様式第30及び別記様式第31中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。